

高等教育無償化の新制度給付奨学金を希望される方へ

<学校への提出書類>

全員提出するもの

- ◆ 給付奨学金確認書
- ◆ マイナンバー提出書

上記2つの書類は、後日学校よりお渡しします。現時点では準備する必要はありません。

- ◆ スカラネット入力下書き用紙（ホームページ掲載）

- ◆ 授業料減免に係る申請書（ホームページ掲載）

該当者のみ提出するもの

- ① 「2019年度 課税証明書」（コピー可）

※ 申込者（学生）本人が現在市区町村民税を課税されている場合のみ提出

- ② 在留資格及び在留期間が明記されている証明書

※ 申込者（学生）本人が外国籍の場合のみ提出

- ③ 施設等在籍証明書
児童（里親）委託証明書
措置解除決定通知書

※ 18歳となる前日に児童養護施設等に入所していた又は里親による養育を受けていた場合のみ提出

<その他注意事項>

- ☆ 日本学生支援機構奨学金は学生本人が給付を受けており、学費・学生の生活費に使用するようにしてください。例年、奨学金貸与・給付者の学費未納が増加しています。学費未納の場合は、「除籍」になりますのでご注意ください。
- ☆ 日本学生支援機構奨学金は学業・人物が優秀な方に貸与・給付されており、留年した場合は奨学金の貸与・給付が「廃止」になります。また、在学中に問題を起こし学校処分を受けた場合も「廃止」となります。
- ☆ 第一種奨学金を併せて利用する場合、高等教育無償化の新制度の給付奨学金の支援区分により、第一種奨学金の貸与月額が調整（上限額が制限）されます。詳細については、日本学生支援機構のホームページをご覧ください。